

通達甲（警. 人1. 企2）第3号

平成28年3月28日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

警視庁職員退職管理要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁職員退職管理要綱を制定し、平成28年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警視庁職員退職管理要綱

第1 目的

この要綱は、警視庁職員退職管理規程（平成28年3月28日訓令甲第6号）第5条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 企業等 営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体をいう。
- 2 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。
- 3 働きかけ 職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することをいう。

第3 管理体制

- 1 警務部に退職管理責任者を置き、警務部理事官（人事担当）をもって充てる。
- 2 退職管理責任者は、退職管理に関する事務を統括する。

第4 求人に対する職員情報の提供

- 1 退職管理責任者は、職員の採用を希望する企業等から、別記様式第1号の「企業連絡票」の提出を求めるものとする。
- 2 退職管理責任者は、職員が企業連絡票の提出のあった企業等に再就職することにより警察行政に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない場合に限り、当該企業等に対し、求人内

容と合致する職員に関する情報を提供することができる。

第5 求職活動の制限

- 1 職員は、警察行政に支障を及ぼすおそれがあると認められる企業等への求職活動をしてはならず、前第4の2により自己に関する情報が提供された企業等以外の企業等に求職活動をする場合には、厳に注意しなければならない。
- 2 職員は、離職後であっても、警察行政に支障を及ぼすおそれがあると認められる企業等への求職活動は厳に慎まなければならない。

第6 再就職者による働きかけの規制

- 1 営利企業等に再就職した元職員（以下「再就職者」という。）は、契約又は行政処分に関する事務であって再就職した営利企業等に関するもののうち、次のものについて、離職後2年間は、職員に働きかけをしてはならない。
 - (1) 離職前5年間の職務に関するもの
 - (2) 離職前5年より前の管理職であった期間の職務に関するもの
- 2 前1のほか、再就職者は、在職時に自らが最終決裁して決定した契約又は行政処分であって再就職した営利企業等に関するものについては、離職後の期間を問わず、職員に働きかけをしてはならない。
- 3 退職管理責任者は、営利企業等に再就職する職員から、前1及び2の規定を遵守させるため、別記様式第2号の「誓約書」の提出を求めるものとする。
- 4 退職管理責任者は、職員の採用を希望する営利企業等から、再就職者を前1又は2の規定に違反するおそれのある営業活動に従事させないことについて企業連絡票により誓約を求めるものとする。
- 5 職員は、再就職者から前1又は2の規定に違反する働きかけを受けた場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。
- 6 所属長は、職員が再就職者から前1又は2の規定に違反する働きかけを受けた場合は、速やかに別記様式第3号の「働きかけ規制違反等報告書」により警視総監（退職管理責任者経由。以下同じ。）に報告しなければならない。

第7 再就職状況の届出

- 1 職員は、在職中に企業等への再就職を約束した場合は、東京都職員の退職管理に関する規則（平成28年東京都人事委員会規則第12号。以下「規則」という。）別記第3号様式の「再就職状況届出書」により警視総監に速やかに届け出なければならない。
- 2 離職日の前日において警部以上の階級又はこれに相当する職にあった元職員は、離職後2

年以内に企業等に再就職した場合は、再就職状況届出書により警視総監に速やかに届け出なければならない。ただし、前1の規定により届け出た企業等に再就職した場合を除く。

3 次に掲げる場合は、前1又は2の規定による届出は要さないものとする。

- (1) 警視庁の再任用職員として採用される場合
- (2) 警視庁の一般職非常勤職員として採用される場合
- (3) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）による届出がなされる場合
- (4) 東京都職員の退職管理に関する条例（平成27年東京都条例第127号）及び規則の規定の趣旨等に鑑み、届出をしないことにより警察行政に支障が生じないと認められる場合

第8 再就職状況の公表

- 1 退職管理責任者は、前第7の1又は2の規定による届出等を踏まえ、毎年1回、前年度に再就職した元職員のうち所属長であったものの再就職状況について公表するものとする。
- 2 前1の規定による公表は、警視庁情報公開センターにおいて閲覧に供することにより行うものとする。

第9 その他必要な措置

所属長は、所属職員に対し、退職管理に関する指導教養を徹底しなければならない。

企 業 連 絡 票

事業 所 概 要	企業等の名称		
	代 表 者	役 職 名	
		氏 名	
	所 在 地	〒	
事 業 内 容			
求 人 内 容	採用予定日	年 月 日	
	職 名		
	職 務 内 容		

【連絡先等】

役 職 名		担当者氏名	
電話番号		F A X 番 号	

<p>採用した職員を地方公務員法第38条の2又は東京都職員の退職管理に関する条例第2条の規定に違反するおそれのある警視庁への営業活動に従事させないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">役職 _____ 氏名 _____</p>			
---	--	--	--

注 警視庁職員の採用を希望する場合に提出してください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年 月 日

警 視 総 監 殿

所 属

階級（職名）・氏名

印

誓 約 書

私は、再就職した場合、元警察職員としての自覚を持ち、地方公務員法第38条の2又は東京都職員の退職管理に関する条例第2条に違反する行為を行わないことを誓約します。

警 視 総 監 殿

長

働きかけ規制違反等報告書

報告者	係		氏名	
	階級（職名）		連絡先	
働きかけを行った再就職者	氏名			
	勤務先・役職（部署名）			
	退職時の所属・階級（職名）			
働きかけの内容等	働きかけの日時			
	内容			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。